

災害時要援護者 情報登録制度のご案内

地域の助け合いによる支援のしくみです

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

仙台市では、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に、「**災害時要援護者**」として事前に登録の申し込みをしていただき、その情報を町内会などの地域団体に提供する「**災害時要援護者情報登録制度**」を実施しています。

教えてケロ☆



確認して
申し込んでケロ☆

登録の対象となる方



災害が発生したとき、「**自分の力だけでは避難できない**」「**目や耳が不自由なために災害情報が入手できない**」などの理由で、地域の支援を希望する方が対象となります。

<申し込みできる方> 次の①から④のいずれかに該当する**在宅の方**

- ① 障害者手帳をお持ちの方
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ② 要介護・要支援認定を受けている方
- ③ 65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ④ 上記①～③に準ずる方や病気等により地域による支援が必要な方
(難病や自立支援医療の給付を受けている方も含む)

※ 地域団体等(町内会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター)に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

! 登録いただいた個人情報**は避難支援以外の目的には使用しません。** !

制度の流れ（申し込み方法）



1

登録申し込み

「災害時要援護者情報登録申請書」を、お住まいの区の区役所・総合支所に提出してください。

地域への情報提供に同意します



登録の対象となる方

登録申込

2

地域へ情報提供

区役所・総合支所から、地域団体等に登録者のリストを提供します。

区役所に申し込んでケロ☆



区役所・総合支所

申請書

3

支援に必要な情報を確認

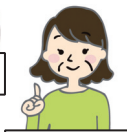
リストを受け取った地域団体等の方がご自宅を訪問するなどして、支援のために必要な情報の聞き取りをし、円滑で安全な避難の方法を検討します。

地域の支援体制づくりに活かします

要援護者リスト



町内会



民生委員



地区社会福祉協議会



地域包括支援センター

登録後のお願い

登録内容に変更等があった場合には、次の書類をお申し込み窓口に提出してください。

氏名・住所・連絡先等に変更があった場合 ➡ 「災害時要援護者登録内容変更届出書」

お申し込み窓口

担当課	所在地	代表電話番号
青葉区役所障害高齢課	青葉区上杉1丁目5-1	225-7211
宮城総合支所障害高齢課	青葉区下愛子字観音堂5	392-2111
宮城野区役所障害高齢課	宮城野区五輪2丁目12-35	291-2111
若林区役所障害高齢課	若林区保春院前丁3-1	282-1111
太白区役所障害高齢課	太白区長町南3丁目1-15	247-1111
秋保総合支所保健福祉課	太白区秋保町長袋字大原45-1	399-2111
泉区役所障害高齢課	泉区泉中央2丁目1-1	372-3111

※ 登録申請書や変更の届出書の様式は、上記窓口で配布しています。仙台市ホームページでも様式をダウンロードできますので、右記二次元コードを読み込みください。



どんな支援が受けられるの？



リストを受け取った地域団体等は、連携・協力して災害時に備えた地域の支援体制づくりを進めます。

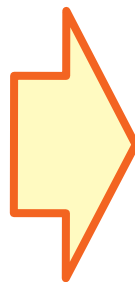
災害が発生した場合、地域の支援者が声をかけ、被害状況や安否の確認、必要に応じて避難誘導などの支援活動を行います。

平常時

地域の支援体制づくり

- 支援内容や避難方法の確認
- 防災訓練の実施
- 日ごろの見守り活動

など



災害時

避難支援活動

- 安否の確認
- 災害情報の伝達
- 避難場所へ誘導

地域における取り組み状況はそれぞれ異なりますので、支援方法などを確認するためのご連絡やご訪問が遅れる場合もあります。
仙台市では、地域の支援体制づくりが進むよう、地域における取り組みを推進していきます。



重要

災害時の支援活動は、地域の「助け合い」のなかでできる範囲で行っていただくものです。

- この制度は、災害時の支援を保障するものではありません。
- 災害はいつ起こるかわからず、支援する側も被災する可能性があります。災害の規模や支援者の状況等により、支援が受けられない場合があることをご理解ください。
- 避難支援を行う者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

重要

ご自身でも、災害に備えて日ごろから準備しておくことが大切です。

- 備蓄品や非常持ち出し品の準備、家具の固定、避難場所や経路の確認など、事前の備えをしっかりと行いましょう。
- 円滑で安全な支援には、日ごろからの「つながり」が大切です。町内会行事等の積極的な参加や、町内会に未加入の方はこの機に加入をご検討ください。
- いざというときのために、普段から「自分でできること」と「できないこと」を明らかにしておき、周囲に支援を求めていくことが重要です。

記入例

災害時要援護者情報登録申請書

(あて先) 仙 台 市 長

私は、災害が発生したときやその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難、または自力や家族の支援だけでは避難することができないため、災害時要援護者情報登録制度に申し込みます。

登録した個人情報は、住民基本台帳との照合を承諾するとともに、私の避難支援に活用するため、町内会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに対して事前に情報提供することに同意いたします。

また、災害の規模や支援者の状況等により支援が受けられない場合があること、避難支援を行う者は法的な責任や義務を負うものではないことを理解しています。

宛名コード (担当課記入欄)		太枠の中を記入してください		申込日		令和6年8月1日 記入日を記載してください	
フリガナ	センダイ タロウ		性別	性 <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	生年月日	昭和	
氏名	仙台 太郎					18年1月1日	
住所	仙台市 青葉区 国分町3丁目7-1						
連絡先	どちらかを○で囲んでください → <input checked="" type="radio"/> 電話 / FAX (番号) 261-1111						
町内会名(※)	青葉町内会		民生委員名(※)	民生 花子			
登録対象区分	あてはまる項目に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) してください						
	<input checked="" type="checkbox"/>	① 障害者手帳を持っている (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)					
	<input type="checkbox"/>	② 要介護認定を受けている (要支援も含む)					
	<input checked="" type="checkbox"/>	③ 65歳以上の高齢者で、 ・一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である ・家族の勤めなどにより、日中(夜間)の長い時間にわたり一人の状態である					
	<input type="checkbox"/>	④ 上記①～③に準ずる状況である。または、病気等により地域による支援が必要である (難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含む) [状況:]					
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 登録する方と同じ (本人申請)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 登録する方以外 (代理申請) ⇒ 下の欄も記入してください						
	氏名	仙台 一郎		登録者との関係	長男		
住所	青葉区 二日		登録する方以外が申請 (代理申請) する場合は、下の欄も記入してください ※ 本人申請の場合は記載不要です				